

第 2 5 回

上富良野町農業委員会議事録

平成 2 2 年 4 月

上富良野町農業委員会

上富良野町農業委員会 第25回農業委員会総会議事録

1 日 時 平成22年 4月 9日

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 委員定数 次のとおり

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	北川 正	2	佐藤 祥一	3	大場 健二
4	数山 善一	5	白井 一宏	6	川上 幸夫
7	青地 修	8	村上 隆司	9	瀬川 英幸
10	一色 悟	11	菊地 利夫	12	中瀬 実

4 出席した委員 次のとおり

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	北川 正	2	佐藤 祥一	3	大場 健二
4	数山 善一	5	白井 一宏	6	川上 幸夫
7	青地 修	8	村上 隆司	9	瀬川 英幸
10	一色 悟	11	菊地 利夫	12	中瀬 実

5 欠席した委員
なし

6 遅刻した委員
なし

第25回 農業委員会 総会 議事録

会長挨拶 省略

諸般の報告 別紙（局長より報告）

日程第1 会議録署名委員の決定

2 番 佐 藤 祥 一 君

3 番 大 場 健 二 君

両君に指定決定する。

附議事項

日程第2 報告第1号 平成22年度事務監査計画について

日程第3 報告第2号 農地法第4条の諮問の答申について

日程第4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第6 議案第2号 土地の現況証明書下付について

第 2 5 回上富良野町農業委員会議事録

◎ 開 会

議 長 ただいまの出席委員は 12 名であります。
定数に達しておりますので、これより第 2 5 回上富良野町農業委員会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「局長」

事務局長 「諸般の報告朗読説明」

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第 1 会議録署名人の決定

議 長 会議録署名委員の指名は、2 番 佐藤 祥一 君、3 番 大場 健二 君に決定いたします。

◎日程第 2 報告第 1 号「平成 2 2 年度事務監査計画」

議 長 日程第 2 報告第 1 号「平成 2 2 年度事務監査計画」について事務局に朗読させます。 「事務局」

事務局 「報告 1 号朗読」

議 長 関係委員より報告に関する補足説明をいたします。
報告第 1 号について事務監査委員長 北川委員。

北川委員 「説明」

議 長 これをもって報告第 1 号の説明を終わります。
報告第 1 号について、発言はありませんか。

「発言なし」

議 長 発言がなければ、報告 1 号を終わります

*** 以上、報告の終了***

◎日程第3 報告第2号「農地法第4条の諮問」

議長 日程第3 報告第2号「農地法第4条の諮問」について事務局に朗読させます。
「事務局」

事務局 北海道農業会議から、前回の総会で議決された農業用施設建設にかかる農地法4条
転用について、答申がありましたので報告いたします。
「報告第2号朗読」

議長 これをもって報告第2号の説明を終わります。
報告第2号について、発言はありませんか。

「発言なし」

議長 発言がなければ、報告第2号を終わります。

*** 以上、報告の終了***

◎日程第4 報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知」

議長 日程第4 報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知」について、事務局
に朗読させます。 「事務局」

事務局 平成8年6月に使用貸借契約を結んでいましたが、「農業生産法人」が解散したこと
から、解約の通知を受けたものです。
「報告第3号朗読」

事務局長 農業生産法人〇〇について補足説明させていただきます。平成17年に農業生産法
人の解散決議がされ、平成21年3月には会社の清算が完結し閉鎖されました。
会社の閉鎖後、使用貸借の解約を通知することとしていましたが、都合により先月
〇〇さんから通知がされました。通常、解約通知書には双方の捺印がされますが、
法人はすでに清算されていることから旭川法務局発行の閉鎖事項全部証明書の提出
をしてもらい、法人の解約の意思確認と判断し通知を受け取りました。

議長 これをもって報告第3号の説明を終わります。
報告第3号について、発言はありませんか。

「発言なし」

議長 発言がなければ、報告第3号を終わります。

*** 以上、報告の終了***

◎日程第5 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

議 長 日程第5 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
事務局より、議案第1号を朗読させます。 「事務局」

事務局 「朗読説明」

○ 議案第1号1番

議 長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第1号1番について、5番 白井委員。

白井委員 ○○地区の○○さんが、奥さんの○○さんに財産を贈与することになり、今回の申請となりました。○○さんは、「畑作・野菜・施設園芸」の営農を行うことで、今月、認定農業者となっています。
申請地は、道道上富良野吹上線沿いで○○川と○○川が合流する付近の南側にある農地です。慎重審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号1番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

*** 以上、審議の結果可決される。***

○ 議案第1号2番

議 長 議案第1号2番について、提案に関する補足説明をいたします。
10番 一色委員。

一色委員 ○○さん、○○さんの件について補足説明をさせていただきます。○○さんは、○○地区で畑作農業をしていましたが、体調不良なこともあり、親戚関係にありません○○さんと賃貸借契約を結ぶものです。
農地は、自宅周辺と○○地区に点在しています。
○○さんは、○○地区で農業を営んでいて、経営規模の拡大で経営の安定を目指しています。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

*** 以上、審議の結果可決される。***

○ 議案第1号3番

議長 議案第1号3番について、提案に関する補足説明をいたします。
10番 一色委員。

一色委員 申請地は、〇〇さんの農地で、北〇〇号道路と西〇〇線道路に隣接する南東側に傾斜している農地です。南斜面の日当たりは良好な農地ですが、雨による作土の流失が頻繁に発生することから、耕作条件は厳しいところですが、以前小麦の作付などをしていましたが、作土の流失で耕作に困難が多く見られていました。

〇〇さんは、〇〇地区に住んでいて高齢ですが、町内、道内では新規作物の「ぎんなん」の特産品化を目指して、苗木の植栽の適地を町内で探していました。

以前から、親交のあった〇〇さんの所有地が北風の影響も少なく、「ぎんなん」の成育に適していると判断して、栽培を行うため農地の取得を行うものです。

「ぎんなん」の成育管理は、当面下草刈りを行い苗木の成長を促進し、収穫時期を早める管理が主なものとなります。

周辺農地に対する影響は、「ぎんなん」の樹木からの影響はほとんどないと思われませんが、下草の管理が悪い他病害虫の発生が想定されることから、下草の管理については十分行う必要があります。

一方、樹木の生育と下草により土砂の流失防止に役立つと思われれます。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

北川委員 〇〇さんは、他に農地は持っていないのですか。

事務局長 農地は、持っていません。〇〇地区に宅地を持っています。

北川委員 新規就農ですが、町の新規就農要件には合致しないということですか。

事務局長 町の新規就農者の要件には、合致しません。

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号3番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

*** 以上、審議の結果可決される。***

○ 議案第1号4番

議長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第1号4番について、5番 白井委員。

白井委員 申請地は、○○公民館を過ぎて道道○○線と○○川に隣接する農地です。
出し手の○○さん、買い手の○○さんともに中富良野町で農業を経営されています。
出し手の○○さんは、中富良野町内で水田を所有し営農しているので、遠隔地のため今回売却することとなりました。

買い手の○○さんは、隣接する農地でカラマツを中心に苗木の生産販売をしていますが、苗木の需要が多いことから規模の拡大を行うため、必要な用地を取得するものです。隣接する、○○-4番は○○さんの農地です。
慎重審議のうえ、お認め願います。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号4番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

*** 以上、審議の結果可決される。***

○議案第1号5番

議 長 関係委員より、提案に関する補足説明をいたします。
議案第1号5番について、10番 一色委員。

一色委員 申請地は、金子道路に隣接する農地です。
出し手の〇〇さんは、〇〇の仕事をしていることから賃貸借をしていて、今回再賃貸を行うものです。

受け手の〇〇さんは、〇〇地区で酪農業をしていて草地の確保のため、耕作用地の確保をして酪農経営の安定を目指しています。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第1号5番を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

***** 以上、審議の結果可決される。*****

◎日程第6 議案第2号「土地の現況証明書下付について」

議 長 日程第6 議案第2号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
事務局より、議案第2号を朗読させます。 「事務局」

事務局 「議案朗読説明」

議 長 関係委員より提案に関する補足説明をいたします。
9番 瀬川委員より提案に関する補足説明をいたします。

瀬川委員 申請地は、以前から用水路として利用していました、今回〇〇地区の基盤整備事業により布設替えが完了し、登記手続きを進める中で地目が「田」となっていることが判明したものです。

土地改良区の合併以前から数十年にわたり、用水路として利用されていたもので現況のとおり相違ありません。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長 これをもって質疑を終了いたします。
これより議案第2号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なしの声あり」

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

***** 以上、審議の結果可決される。*****

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。
第25回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。
閉会（10時10分）

以上、報告3件、議案2件の審議を終了し議長閉会を宣す。

午前10時10分

上記農業委員会の顛末に相違ないことを証するため下記署名押印する。

平成22年 4月 9日

上富良野町農業委員会長 ⑩

上富良野町農業委員 ⑩

上富良野町農業委員 ⑩